「学校いじめ防止基本方針」

一 目次 一

1	,	61	じる	の間	問題	[^	の	基	本	姿	勢	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
	-	6.A 6.A				-	る															
2	ア、	い 全 互	教職	· 战員:	が挟	う	認識	哉				• 校	• 風_	• t o	• ざく	• ŋ	•	•	•	•	•	3
	ア、	い 早	期系	絕見	· の耶	双組				• が与	• 学校	・ で	• 出了	• すサ	• -イ	・ ン	•	•	•	•	•	4
	ア、	い情支	報の)収	集		る	措	置	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
5	ア、	い 解	じゃ	解	消の)要	件	• 重要	• 性	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
\ :	じい	゚゚゚ゕ゚゚	対ル	むこ	7 口	· —	チ	ヤ	_	}	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7

1、いじめ問題への基本姿勢

ア、いじめの定義(文部科学省)

いじめとは、「当該生徒と一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な 影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為 の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

【犯罪に該当する行為の事例】

- ・同級生の腹を殴ったり蹴ったりする→「暴行」(刑法第208条)
- ・顔面を殴打しあごの骨を折るケガを負わせる→「傷害」(刑法第204条)
- ・プロレスと称して同級生を押さえつけたり投げたりする→「暴行」(刑法第208条)
- ・学校に来たら危害を加えると脅す・脅すメールを送る→「脅迫」(刑法第222条)
- ・断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる→「強要」(刑法第223条)
- ・断れば危害を加えると脅し、現金等を巻き上げる→「恐喝」(刑法第249条)
- ・教科書等の所持品を盗む→「窃盗」 (刑法第235条)
- ・暴行又は脅迫を用いて他人の財物を奪い取る→「強盗」 (刑法第236条)
- ・自転車を故意に破損させる→「器物損壊等」(刑法第261条)
- ・校内や地域の壁や掲示板、インターネット上のサイトに実名を挙げて、「万引きをして いた」、気持ち悪い、うざい、などと悪口を書く
 - → 「名誉棄捐」 (刑法第230条) 、「侮辱」 (刑法第231条)
- ・断れば危害を加えると脅し、性器を触る→「強制わいせつ」(刑法第176条)
- ・児童生徒の裸の写真を撮り、インターネット上のサイトに掲載する
 - →「児童ポルノ提供等」(児童買春・児童ポルノ禁止法第7条)

イ、いじめを理解する

いじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

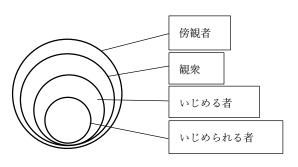
いじめは笑いに隠される

いじめ被害者は、自分がいじめられている(辱められている・貶められている)という事実を認めたくないし、早く逃れたいと願っている。そのため、いじめという行為を"冗談"や"遊び"に転化させたいという気持ちが働き、ひどいことをされても軽微に見せかけようとしたり、笑ったりして、「自分は大丈夫だ」「心配ない」ということを、周囲や自分自身に示そうとする。しかし、このことが逆に、いじめ行為を継続・悪化させることにもなり、教職員によるいじめ発見を難しくさせることがある。

また、加害者から「あれは遊びだった」「あいつも喜んでいた」という逃げ口上を生むことにもなる。さらに、いじめの早期発見ができなかった教職員自身の逃げ口上にもなりえる。被害者が笑っていた、楽しそうにしていたからといって、「いじめではない」と捉えずに、行為そのもので判断することが大切である。

いじめの四層構造

いじめは、①「いじめる者」と②「いじめられる者」という二者関係だけで成立しているのではなく、③「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている④「傍観者」の存在によって成り立っており、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが大切である。



いじめる心理

いじめの衝動を発生させる原因として、心理的ストレス、集団内の異質な者への嫌悪感情、ねたみや嫉妬感情、遊び感覚やふざけ意識、いじめの被害者からの回避感情などが挙げられる。

2. いじめ未然防止の取り組み

ア、全教職員が持つ認識

- ①「どの学校でも、どの子にも起こり得る」ものであること。 生徒が発するサインを見逃さない。早期発見に努める。
- ②「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底する。
 - いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。いじめる生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要である。
- ③生徒一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。

教職員の言動が、生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員 自身が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように すること。

- ④いじめが解決したとみられる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
 - 一場面での指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

⑤定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全職員 で共有する。

生徒が発するサインを見逃さないよう、生徒の実態に合わせて調査を実施し、全職員の共通理解のもと、迅速に対応する。

イ、互いを認め合える人間関係・学校風土づくり

- ①わかる授業づくり
- ②道徳教育や人権教育等の充実
- ③規範意識の育成
- ④自己有用感や自己肯定感を育む取組
- ⑤生徒会などが中心となる取組
- ⑥体験活動を取り入れた取組
- ⑦生徒が主体的に活動する取組
- ⑧家庭や地域と連携した取組

3. いじめの早期発見

ア、早期発見の取組

①小さなサインを見逃さない取組

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。

生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

鹿高手帳等を活用して、交友関係や悩みを把握する。

教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い情報を共有する。

②定期的なアンケート調査の実施

生徒の実態に応じて、定期的にいじめに関するアンケート調査を実施する。 アンケートの実施に当たっては、アンケートの項目や実施場所など工夫し、生徒にとってい じめを訴えやすい体制を整える。

③教育相談体制の充実・アンケート調査をもとに、定期的な教育相談を実施する。

生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。

生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。

SC・SSW等の効果的な活用を図る。

④学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、児童生徒は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表しているため、一人一人が発するサインを見逃さず生徒が自ら SOS を発信することやいじめの情報を教師に報告したときには、生徒にとって勇気のいることであったことを理解し、早期に対応する。

イ、いじめられている子どもが学校で出すサイン

※は、無理にやらされている可能性のあるもの

発見の機会	観察の視点(特に、変化が見られる点)
朝の会	○ 遅刻・欠席が増える○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い○ 表情が冴えず、うつむきがち○ 出席確認の声が小さい
授業開始時	○ 忘れ物が多くなる○ 用具、机、椅子等が散乱して○ 周囲が何となくざわついているいる○ 一人だけ遅れて教室に入る
授業中	 ○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらけや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる ○ びループ分けで孤立することが多い(机を合わせないなど) ○ 保健室によく行くようになる不まじめな態度で授業を受けるかし半分に名前が挙げられる。 ※ 不まじめな態度で授業を受けるからだけた質問をする。 ※ テストを白紙で出す
休み時間	 ○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ※ 大声で歌を歌う ○ プロレスごっこで負けること ※ 仲良しでない者とトイレに行くが多い
給食時間	 ○ 食べ物にいたずらをされる ○ グループで食べる時、席を離している ○ その子どもが配膳すると嫌がれる ※ 好きな物を級友に譲るれる
清 掃 時	○ 目の前にゴミを捨てられる ※ さぼることが多くなる○ 最後まで一人でする ※ 人の嫌がる仕事を一人でする○ 椅子や机がぽつんと残る
放 課 後	 ○ 衣服が汚れたり髪が乱れたり ○ 用事がないのに学校に残っている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 部活動に参加しなくなる ○ 急いで一人で帰宅する ※ 他の子の荷物を持って帰る

4. いじめに対する措置

ア、情報の収集

- ・いじめを受けていると思われる(その疑いがある)ときは、速やかにいじめの事実の有無 の確認を行う。
- ・聞き取りに際しては、他の生徒の目に触れないよう、場所や時間帯等を配慮して行う。
- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。(暴力を伴ういじめの場合は複数の教員が直ちに現場に駆けつける)
- ・教職員、生徒、保護者等からいじめの情報を収集し、得た情報は確実に記録に残す。

イ、支援・指導体制

- ・いじめがあったことが確認された場合には、被害生徒やその保護者に対する支援を行う。 また、いじめを行った生徒に対する指導やその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ・いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢及び安心・安全を確保するための具体 的な対応を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを 理解させる。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと 子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめた子どもの謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後 の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・状況に応じて、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て対応する。

5、いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も考慮し判断するものとする。

ア 解消の要件

- ① いじめに係る行為が止んでいること
 - ・被害生徒に対する、心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3か月は続いていること。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要とされる場合は、「いじめ問題対策チーム」で判断し、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・被害生徒本人とその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によっ て確認する。

イ 解消後の見守りの重要性

・いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり 得ることを踏まえ、教職員は、いじめの被害生徒及び加害生徒については日常的に注意深 く継続して観察する必要がある。

いじめ対応フローチャート

※1~4まで速やかに実行

